

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十二号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する

条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十四年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「第十条の三第二号」を「第十条の三第四項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。